

【判例ID】	28130243
【裁判年月日等】	平成17年11月16日 / 神戸地方裁判所 / 判決 / 平成17年(行ウ)8号
【裁判結果】	一部棄却、一部認容
【上訴等】	控訴
【裁判官】	佐藤明 今中秀雄 高橋信幸
【審級関連】	<控訴審>平成18年3月24日 / 大阪高等裁判所 / 判決 / 平成17年(行コ)122号 判例ID:28130242
【出典】	判例地方自治285号61頁
【判例評釈】	日下文男・税64巻11号156~193頁2009年11月
【重要度】	1

28130243

神戸地方裁判所

平成17年(行ウ)第8号

平成17年11月16日

主文

- 1 原告の主位的請求を棄却する。
- 2 被告は、原告に対し、36万9202円及びこれに対する平成11年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用はこれを3分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 主位的請求

被告は、原告に対し、96万9202円及び内36万9202円に対する平成11年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の骨子

原告は、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の各特例(地方税法349条の3の2、同法702条の3)(以下、これらの各特例を総称して「住宅用地の特例」という。)が適用されるべき家屋の敷地の用に供された土地を所有(共有)するところ、神戸市北区長は、平成8年度以降、同土地について、住宅用地の特例を適用せずに、過大に固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)を賦課・徴収した。

本件は、原告が、被告に対し、主位的に、平成8年度ないし平成10年度分の過大に納付した固定資産税等36万9202円の返還及び慰謝料60万円の支払を求め、予備的に、国家賠償法1条1項に基づき、上記期間の固定資産税等の過大な賦課徴収が違法であり、過大に納付した固定資産税等と同額の損害を被ったと主張して、36万9202円の損害賠償を求めた事案である。

2 前提事実

(次の事実は、当事者間に争いがないか、末尾の証拠等により容易に認められる。)

(1) 原告は、平成7年8月7日、甲野花子と共に、前所有者から別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を購入し、以後現在まで、甲野花子と共に本件土地を共同所有している（持分原告4分の3、甲野花子4分の1）（〔証拠略〕）。

(2) 原告は、平成8年1月1日前から、本件土地上の建物を住居としていたことから、平成8年度以降、同土地については、住宅用地の特例の適用があり、その適用がない場合と比較して固定資産税等の税額が低額になる。

しかし、原告の居住地を管轄する神戸市北区長は、平成8年度から平成15年度までの間、本件土地につき、住宅用地の特例の適用がないものとして過大に固定資産税等を賦課・徴収した。平成8年度ないし平成10年度において住宅用地の特例を適用した場合及びこれを適用しなかった場合の本件土地の各課税標準額及び固定資産税等の税額は、別表記載のとおりであり、原告は、この間、合計36万9300円を過大納付した（弁論の全趣旨）。なお、原告は、平成10年度4期の固定資産税等を、その法定納期限である平成11年2月28日までに納入した（弁論の全趣旨）。

(3) その後、神戸市北区長は、本件土地につき、住宅用地の特例の適用がないものとして過大に固定資産税等を賦課・徴収していることに気付き、平成16年4月28日付けで、地方税法417条に基づき、同特例を適用して平成11年度ないし平成16年度の固定資産税等の課税標準額を修正し、土地課税台帳に登録した上、その旨を原告に対して通知するとともに（〔証拠略〕）、同月30日付けで前記期間の固定資産税等につき賦課決定（税額変更）をし、同日付けの固定資産税及び都市計画税納税通知書を原告に送付した（〔証拠略〕）。原告は、前記通知及び通知書の送付を受けるまで、固定資産税等を過大に納付したとの認識がなかった（弁論の全趣旨）。

神戸市北区長は、同年8月31日までに、平成11年度ないし平成15年度の固定資産税等の過誤納金計73万4300円及び還付加算金計7万0100円を、原告に対して還付するか又は平成16年度の本件土地の固定資産税等に充当した（〔証拠略〕）。

しかし、被告は、原告からの返還請求にかかわらず、平成8年度ないし平成10年度の賦課処分（以下「本件課税処分」という。）に基づき原告が過大に納付した固定資産税等については、還付を拒否した（〔証拠略〕）。

(4) 原告は、本件課税処分につき、行政不服審査の申立て、取消訴訟又は無効確認訴訟の提起をしていない（弁論の全趣旨）。

3 主な争点及びこれに関する当事者の主張

本件の主な争点は、1 原告は、平成8年度ないし平成10年度に過大に納付した固定資産税等の返還を請求できるか否か（争点1）、2 本件課税処分に係る固定資産税等の賦課・徴収につき、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求が認められるか否か（争点2）である。

(1) 争点1について

ア 原告の主張

(ア) 被告は、本件課税処分により、原告から過大な固定資産税等を徴収したのにもかかわらず、これを返還しないことから、過大に徴収した36万9202円を返還すべきである。

(イ) 本件課税処分は、被告の過失に基づくものであるのに、本件課税処分に基づき過大に徴収した固定資産税等の返還請求を拒否するなど誠意ある対応はなく、これにより原告は多大な心労及び金利負担を被った。これに対する慰謝料は60万円が必要である。

イ 被告の主張

(ア) 固定資産税等に係る賦課決定について、地方税法17条の5第3項は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以降においてはすることができないと規定している。

(イ) 神戸市北区長が、平成16年4月30日付けで、本件土地の賦課決定（税額変更）をしたときには、既に平成10年度分の固定資産税等の法定納期限の翌日から起算して5年を経過しているから、平成8年度から平成10年度の固定資産税等の減額の賦課決定はできない。

したがって、原告の被告に対する平成8年度から平成10年度までの固定資産税等の還付請求権は存在しない。

(ウ) 原告の主張(イ)(慰謝料請求)については、前記(イ)で述べたとおり、神戸市北区長は、固定資産税等の減額の賦課決定をすることができないことから、原告の還付請求には応じなかったのであり、担当職員の行為に違法はない。

したがって、被告は、原告に対し、損害賠償として慰謝料を支払う義務はない。

(2) 争点2について

ア 原告の主張

(ア) 被告の職員は、本件課税処分に基づき、平成8年度から平成10年度までの間、故意又は過失により本件土地の固定資産税等を過大に賦課・徴収した違法がある。

(イ) 仮に、地方税法17条の5第3項により賦課決定ができず、主位的請求に係る還付請求が認められないのであれば、原告は、国家賠償法1条1項に基づき、36万9202円の損害賠償を求める。

イ 被告の主張

(ア) 課税処分は、取消訴訟の排他的管轄に服し、したがって、これには公定力があるから、課税処分に瑕疵があっても、その効果は、相手方の意思に反して実現し、維持することができる。原告は、本件課税処分につき取消訴訟又は無効確認訴訟を提起し、勝訴判決を得ていないから、同課税処分の排他的管轄及び公定力により、同課税処分の違法を理由とする国家賠償請求することは認められない。

(イ) a 課税処分の違法を理由とする国家賠償請求と過誤納金の返還請求の請求が同一内容であるような場合にも直ちに国家賠償請求が可能であるとすると、実質的には、当該課税処分を取り消すことなく過誤納金の返還請求を認めたのと同じ効果が生じることとなり、不服申立て期間の制限等により課税処分を早期に確定させて徴税行政の安定とその円滑な運営を確保しようとした法の趣旨が没却される結果となるから、課税処分の違法を理由とする国家賠償請求は、当該課税処分が無効なものではなく、取消し得べきものにとどまる場合は、これを取り消した上でなければ、国家賠償請求はなし得ないと解すべきである。

b 本件課税処分は、住宅用地の特例を適用するのに必要な要件を具備しているのに、その適用を看過したものであって、これは賦課決定の根幹にかかわる事由ではなく重大なものとはいえず、固定資産税等の賦課決定を当然に無効とするものではなく、取消し得べき瑕疵があるにすぎない。

c 原告は、本件課税処分に対し、行政不服審査の申立てあるいは行政訴訟を提起していない以上、原告は被告に対し、国家賠償請求をすることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 地方税法に基づく還付請求について

ア 原告の主位的請求中、36万9202円の支払を求める請求は、本件課税処分に基づき納付した固定資産税等のうちいわゆる過納金に該当する分の還付請求であると解される。

一般に、誤って過大な固定資産税等の賦課決定がなされた場合、当該賦課決定が当然無効であるとき以外は、納付した租税のうち過大な部分に相当する額を過納金として還付請求するには、減額の賦課決定又は賦課決定の取消しがなされて賦課決定の公定力が排除されることを要し、これがあるまでは、納税者は還付請求をすることができない。

本件についてこれをみると、本件課税処分につき減額の賦課決定がなされたとの主張はない。かえって、弁論の全趣旨によれば、前記減額賦課決定は存在しないと認められる。また、原告は、本件課税処分につき、行政不服審査の申立て、取消訴訟又は無効確認訴訟の提起をしていない(前記第2、2、(4))。なお、固定資産税等に係る賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以降においてはすることができないとされているが(地方税法17条の5第3項)、弁論の全趣旨

によれば、神戸市北区長が、平成16年4月30日付けで、本件土地の賦課決定をしたときには、既に平成10年度分の固定資産税等の法定納期限の翌日から起算して5年を経過していたと認められるから、その時点では、もはや、平成8年度ないし平成10年度の固定資産税等の減額の賦課決定はできなかった。

イ また、課税処分が当然無効となるのは、当該課税処分における内容上の過誤が課税要件の根幹についてのものであり、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に当該課税処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合であると解するのが相当である（最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁参照）。

しかし、本件課税処分は、住宅用地の特例を適用しなかったものであり、その瑕疵は、明白であるとしても、課税要件の根幹についてのものではないから、当然に無効と解することはできない。

なお、本件課税処分が当然無効であると仮定しても、原告が本件課税処分に係る固定資産税等を最後に納付したのは平成10年4月28日であるから（弁論の全趣旨）、同課税処分により過大に納付した税額相当額の還付請求権は、平成17年1月17日の本訴提起前にすべて時効消滅していると解さざるを得ない（地方税法18条の3第1項、第2項、18条2項）。

ウ したがって、原告は、被告に対し、平成8年度から平成10年度までに過大に納付した固定資産税等の還付請求をすることはできない。

(2) 慰謝料請求について

原告の主張は、a 本件課税処分をした被告の職員の行為が違法であるというのか、b 原告の還付請求に対する誠意のない職員の対応が違法であるというのか必ずしも定かでないが、a であるとする、職員の違法行為によって生じた原告の損害は、通常、財産的損害であると解されるところ（原告の予備的請求はこの財産的損害の賠償請求である。）、原告がその財産的損害の賠償を受けることによってなお回復できない精神的損害を被ったというべき特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。

原告の主張が前記bであるとしても、前記第2、2、(3)認定事実によれば、原告が、過大納付した固定資産税等の還付を請求し始めたのは、平成16年4月末以降であると認められるが、地方税法17条の5第3項により、神戸市北区長が本件土地の賦課決定をした平成16年4月30日時点では、平成8年度ないし平成10年度の固定資産税等の減額の賦課決定ができなかったことは前示のとおりである。したがって、被告の職員が、前記期間に過大に納付された固定資産税等相当額の返還を拒否したことは、還付の可否の点からみるとやむを得ないから、この返還拒否が不誠実で違法であるとは直ちにいい難い（被告職員が、平成11年度分以降に過大納付された固定資産税等相当額の返還を拒否したことを認めるべき証拠はない。）。

したがって、いずれにしても、原告の慰謝料請求は認められない。

2 争点2について

(1) 国家賠償請求について

ア 前記のとおり、本件土地については、住宅用地の特例の適用がある。固定資産税及び都市計画税は、申告納税方式ではなく、賦課課税方式を採用していること及び同特例の要件を充たす土地につき被告は、同特例を適用するか否かの裁量を有しないと解すべきことからして、被告の市長又は市長から委任を受けた区長（地方税法3条の2、地方自治法252条の20第1項、第3項）等（以下「被告担当職員等」という。）は、個別住民に対する関係で、同特例の適用要件の有無を調査し、適用される土地については同特例に従って算出した価格を固定資産課税台帳に登録した上、この価格に基づき固定資産税等の賦課決定をなすべき義務を負い、これに違反したときは、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けると解すべきである。

本件において、被告（神戸市北区長）が本件土地につき住宅用地の特例を適用せずに本件課税処分をしたことについては、被告担当職員等に前記義務違反があったものというべきである。また、一般

に、住宅用地の特例の適用の可否は、被告が有する住民票、土地課税台帳等の資料及び実地調査（地方税法403条2項）等から容易に認定することができるかと解されるところ、本件土地につき、この認定を困難とするような特段の事情が存した旨の主張立証はないから、被告担当職員等には少なくとも過失があったというべきである。

イ 被告担当職員の前記義務違反行為により、原告は、平成8年度ないし平成10年度に過大に納付した固定資産税等の額36万9300円（前記第2、2、(2)）相当の損害を被ったものと認められる。

(2) 被告の主張に対する判断

ア 公定力との関係

(ア) 被告の主張

被告は、課税処分を違法を理由として国家賠償請求を行う場合、取消訴訟により当該処分を取り消して公定力を排除しておかなければ、国家賠償請求はなし得ない旨主張する。

(イ) 検討

しかし、国家賠償請求は、行政処分の効力そのものを問題とするものではなく、取消訴訟とは、目的、要件及び効果を異にするものであるから、当該処分が取消し得べき瑕疵にとどまる場合であっても、あらかじめ当該処分について取消判決を得なければならないものではない（最高裁昭和36年4月21日第二小法廷判決・民集15巻4号850頁）。課税処分についても、取消訴訟とその違法を理由とする国家賠償請求とが実質的に目的を同じくするといえる場合があるとしても、その他の点では他の行政処分一般と異なるから、別異に解すべき理由はない。

イ 課税処分の不服申立・取消訴訟と国家賠償請求との関係

(ア) 被告の主張

被告は、課税処分の違法を理由とする国家賠償請求において、国家賠償法に基づく請求と過納金の還付請求が同一内容であるような場合にも、直ちに国家賠償請求が可能であるとすると、実質的には、当該課税処分を取り消すことなく、過納金の返還請求を認めたことと同一の効果が生じることになり、不服申立期間の制限等により課税処分を早期に確定させて徴税行政の安定とその円滑な運営を確保しようとした法の趣旨が没却される結果を招来することから、当該課税処分が無効なものでなく、取消し得べきものにとどまる場合は、これを取り消した上でなければ、国家賠償請求はなし得ない旨主張する。

(イ) 検討

被告の前記主張は採用できない。その理由は次のとおりである。

a 前記のとおり、公定力の存在が、課税処分を含む行政処分の違法を理由とする国家賠償請求訴訟の妨げにならないとすると、この国家賠償請求訴訟が認められないとする根拠は乏しくなる。すなわち、被告が主張する行政上の不服申立て前置及び不服申立て期間・出訴期間の制限による行政上の法律関係の早期確定は、そもそも国家賠償請求を否定する理論的根拠になり得るか疑問であり、しかも、課税処分及びそれ以外の金銭の徴収又は給付に関わる行政処分に特有の事情ではなく、法は、その他の多くの行政処分についても同様の措置を講じているので、課税処分のみを特別に扱う理由にはならないというべきであるから、国家賠償請求を否定する根拠としては極めて薄弱である。

b 課税処分の取消訴訟とその処分の違法を理由とする国家賠償訴訟とでは、要件を異にし、後者が認容されるためには、加害公務員の故意又は過失を要するから、取り消しうべき課税処分であるからといって、当然に国家賠償請求が認容されるわけではない。換言すれば、課税処分の違法を理由とする国家賠償請求が認容されたことによって、取消訴訟制度の趣旨が没却されることにはならない。

c 前記のとおり、行政上の法律関係の早期確定の要請は、課税処分といった租税関係に限られるものではない上、課税処分は、一般的に課税庁と被課税者との間に存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がなく（前記最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決参照）、課

税処分を早期に確定させる要請は専ら課税庁側の都合であることから、第三者に利害関係がある行政処分よりも早期確定の要請は高くないと言わねばならない。

しかも、国家賠償請求権も、3年の短期消滅時効にかかるから（国家賠償法4条、民法724条）、法律関係の早期確定の要請が蔑ろにされることはない。

d 賦課課税方式を採る固定資産税及び都市計画税の課税処分の過誤については、国家賠償法による救済を否定することの不当性が特に顕著となる。すなわち、固定資産税等についての違法な課税処分により損害を被った者が、直ちに又は早期に課税処分の違法を認識するとは限らず、むしろ、ある程度の期間を経過してから初めてこれを知る場合が少なくないと考えられる。しかし、納税者が、課税処分の違法を認識し、現実的に国家賠償請求することが期待できる時点（国家賠償法4条、民法724条）において、本件のように、職権取消又は取消訴訟等によって当該課税処分を是正することが、賦課決定期間又は審査請求期間・出訴期間の徒過のため法令上およそ不可能な場合、通常は、違法な課税処分がなされ、これが是正されなかったことにつき納税者側には過失又は落ち度がないのに、なお違法な処分をし、かつそれを放置して是正を不可能にした課税庁側の行政目的を尊重し、納税者の救済を否定するのは、極めて不当であり、正義公平の原則にもとるといふべきである。このことは、本件課税処分の過誤が課税要件の根幹についてのものではないから、同課税処分は当然無効ではないとした前記判断と矛盾するものではない。

ウ まとめ

したがって、違法な課税処分により損害を被った者は、当該課税処分を取り消すことなく、当該課税処分の違法を理由として国家賠償法1条1項に基づく請求をすることができるというべきであるから、本件課税処分が取り消されていないことは、原告の予備的請求を排斥する理由にはならない（最高裁平成16年12月17日第二小法廷判決 集民215号975頁 は、固定資産税及び都市計画税の賦課決定に対する審査請求をし、これに対する裁決がなされる前に、同賦課決定の違法を理由として納税額相当額等の賠償を求める国家賠償請求訴訟が提起された事案につき、この訴訟を提起することが妨げられる理由はない旨判示して、本訴における被告の前記主張と同旨の原審の判断を是認することができないとするものであり、同判決は、違法な固定資産税及び都市計画税の賦課決定につき、公定力が排除されていない時点で、取消訴訟を提起することなく国家賠償法に基づき損害賠償請求することを許容する趣旨と解される。）。

第4 結語

以上の次第で、原告の主位的請求は理由がないから棄却し、原告の損害の範囲内である36万9202円及びこれに対する被告担当職員等の不法行為の後の日である平成11年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める予備的請求は理由があるので、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 佐藤明 裁判官 今中秀雄 高橋信幸）